

令和7年 第1回定例会

# 愛知中部水道企業団議会会議録

令和7年3月7日

愛知中部水道企業団議会

# 令和 7 年第 1 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

|          |   |
|----------|---|
| 招集告示     | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 一般質問一覧表  | 3 |
| 議案質疑一覧表  | 4 |

### 第 1 号 (3月7日)

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 議事日程                       | 7  |
| 出席議員                       | 7  |
| 欠席議員                       | 8  |
| 説明のために出席した者の職氏名            | 8  |
| 職務のために出席した職員の職氏名           | 8  |
| 開会の宣告                      | 9  |
| 諸般の報告                      | 9  |
| 開議の宣告                      | 9  |
| 議事日程の報告                    | 9  |
| 企業長あいさつ                    | 10 |
| 議会運営委員会委員長の報告              | 11 |
| 会議録署名議員の指名                 | 12 |
| 会期の決定                      | 12 |
| 一般質問                       | 12 |
| 議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 17 |
| 議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 18 |
| 議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 19 |
| 議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 22 |
| 議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 24 |
| 議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 25 |
| 議員提出議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 37 |

|         |    |
|---------|----|
| 企業長あいさつ | 38 |
| 閉会の宣告   | 39 |
| 署名議員    | 40 |

愛知中部水道企業団告示第1号

令和7年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月19日

愛知中部水道企業団

企業長 近 藤 裕 貴

1 期 日 令和7年3月7日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

|       |     |         |     |       |       |       |     |
|-------|-----|---------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 1 番   | 浅 井 | た か お   | 議 員 | 2 番   | 武 谷   | と し お | 議 員 |
| 3 番   | 月 岡 | 修 一     | 議 員 | 4 番   | ご と う | み き   | 議 員 |
| 5 番   | 水 野 | た か は る | 議 員 | 6 番   | 吉 野   | ゆ う と | 議 員 |
| 7 番   | 福 安 | 金 之 助   | 議 員 | 8 番   | 阿 部   | 憲 明   | 議 員 |
| 9 番   | 藤 川 | 仁 司     | 議 員 | 1 0 番 | 川 合   | ともゆき  | 議 員 |
| 1 1 番 | 田 崎 | あ き ひ さ | 議 員 | 1 2 番 | に し だ | 亮 太   | 議 員 |
| 1 3 番 | 若 園 | ひ で こ   | 議 員 | 1 4 番 | 熊 田   | 彰 夫   | 議 員 |
| 1 5 番 | 加 藤 | 宏 明     | 議 員 |       |       |       |     |

不応招議員（なし）

令和 7 年第 1 回 愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

| 発言<br>順序 | 氏 名<br>(質問方式)    | 一 般 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | ごとう みき<br>(一問一答) | <p>1 水道事業をささえる職員体制と専門性の継承について<br/>《質問要旨》</p> <p>1 水道事業をささえる職員体制と専門性の継承について</p> <p>(1) 愛知中部水道企業団の職員定数は 1 1 5 人です。実際の職員数はどのようなのですか。</p> <p>(2) この間、技術職（土木、電気、機械、化学等）を含む職員数は増えていますか。</p> <p>(3) 水質検査、水質管理、水道施設整備、水道事業を支える事務の専門性など、ベテラン職員のスキルや専門性をどう継承していきますか。</p> <p>(4) 奨学金返済の支援制度の拡大など、職員の生活を応援する制度拡充を検討されてはいかがでしょうか。</p> |

令和 7 年第 1 回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

| 議案<br>番号    | 氏 名    | 議 案 質 疑 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議案<br>第 3 号 | ごとう みき | <p>議案第 3 号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>給与改定の影響額、手当の変更について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 配偶者の扶養手当が廃止となりますが、影響する職員は何名で、企業団職員の何%にあたりますか。</p> <p>2 国の制度改正で扶養手当のうち、子にかかる手当額が 10,000 円から令和 8 年度は、13,000 円になりますが、企業団職員の扶養手当は、どうなりますか。</p>                                                            |
| 議案<br>第 6 号 | ごとう みき | <p>議案第 6 号 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>1 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算編成方針について</p> <p>2 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算の特徴について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 (1) 水道法第 2 条には、「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの」との明記があります。愛知中部水道企業団の予算編成に当たり、住民の生活実態をどのように把握し、予算に反映されましたか。</p> <p>また、第 3 次アクア・シンフォニー計画の愛知中部水道企業団が目指す姿に「お客様のさまざまなニーズに応えていくことがこれからの水道事業</p> |

| 議案<br>番号    | 氏 名    | 議 案 質 疑 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議案<br>第 6 号 | ごとう みき | <p>のあるべき姿」とあります。ニーズにどのように<br/>応えた予算編成となりましたか。</p> <p>(2) 「給水人口の減少期を迎える」とのことですが、<br/>予算編成では、給水人口、有収水量とも増えてい<br/>ます。第3次アクア・シンフォニー計画期間の令<br/>和12年度までは、「給水人口の減少期」にはな<br/>らないのではないのでしょうか。</p> <p>(3) 令和7年度の優先すべき事業とはなんですか。ど<br/>のような基準で選ばれましたか。</p> <p>(4) 令和6年度は「内部留保資金の活用」と書かれて<br/>いましたが、令和7年度は「内部留保資金の確<br/>保」と書かれています。内部留保資金の考え方を<br/>変えたのでしょうか。</p> <p>2 (1) 水道料金値上げによる影響額（消費税込み）はい<br/>くらですか。</p> <p>(2) 令和6年度比で県水値上げ分、物価高騰による工事<br/>費用増加分はいくらですか。</p> <p>(3) 内部留保資金はいくらになる見込ですか。</p> |
|             | 浅井 たかお | <p>議案第6号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計<br/>予算について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>愛知中部水道企業団水道事業会計 当初予算説明資料につ<br/>いて</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 水道料金審議会の答申にある「さらなる経費削減」や<br/>「業務改善」は令和7年度どのように取り組むのか。</p> <p>2 説明資料の3ページ管路更新率の目標値は1.00%に<br/>減少したが、全国的に水道管破裂事案がみられるが、ど<br/>のように防いでいく考えか。</p> <p>3 令和7年度管路の耐震化は、どのように進めていくのか。</p>                                                                                                                                                                                 |





第 1 回 定 例 会

( 第 1 号 )

# 令和7年第1回愛知中部水道企業団議会定例会

## 議 事 日 程

令和7年3月7日午後2時00分開会

- 日程第1 企業長あいさつ
- 日程第2 議会運営委員会委員長の報告
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第2号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第3号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第4号 損害賠償の額の決定について
- 日程第10 議案第5号 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第6号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について
- 日程第12 議員提出議案第1号 愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

---

## 出席議員（15名）

- |    |            |     |            |
|----|------------|-----|------------|
| 1番 | 浅井 たかお 議員  | 2番  | 武谷 としお 議員  |
| 3番 | 月岡 修一 議員   | 4番  | ごとう みき 議員  |
| 5番 | 水野 たかはる 議員 | 6番  | 吉野 ゆうと 議員  |
| 7番 | 福安 金之助 議員  | 8番  | 阿部 憲明 議員   |
| 9番 | 藤川 仁司 議員   | 10番 | 川合 ともゆき 議員 |

11番 田崎 あきひさ 議員

12番 にしだ 亮 太 議員

13番 若園 ひでこ 議員

14番 熊田 彰 夫 議員

15番 加藤 宏 明 議員

欠席議員（なし）

---

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長 近 藤 裕 貴 君

副 企 業 長 小 浮 正 典 君

副 企 業 長 小 山 祐 君

副 企 業 長 佐 藤 有 美 君

副 企 業 長 石 橋 直 季 君

局 長 山 田 紀 夫 君

副 局 長 山 田 浩 司 君

次長（管理） 近 藤 隆 徳 君

次長（営業） 谷 澤 英 一 君

次長（技術） 鈴 木 由 紀 夫 君

専門監兼総務課長 上 村 知 由 君

専門監兼建設課長 川 本 弘 直 君

経営企画課長 白 井 淳 君

営 業 課 長 弓 矢 太 君

事業推進課長 岡 本 弘 文 君

---

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務部局長  
書記 長 竹 内 稔 君

総務課課長補佐 宮 嶋 久 美 子 君

経営企画課課長補佐 宮 木 智 彦 君

豊明市下水道課長 青 山 康 徳 君

日進市下水道課長 石 原 直 樹 君

みよし市  
都市建設部次長兼下水道課長 舟 橋 伸 幸 君

長久手市  
下水道課長 丸 山 賢 一 君

東郷町下水道課長 近 藤 道 明 君

---

### ◎開会の宣告

○議長（若園ひでこ議員） 令和7年第1回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例についてを始め6議案、議員提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての1議案でございます。

本定例会は、令和7年度の当初予算を審議いたします非常に重要な議会でございます。本定例会の審議に御精励いただきますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名で、議員定足数に達しております。よって、令和7年第1回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 2時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（若園ひでこ議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和6年度11月分から令和6年度1月分までの例月出納検査結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

---

### ◎開議の宣告

○議長（若園ひでこ議員） それでは、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（若園ひでこ議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、

その日程表に従って進めてまいります。

本日の日程に入ります。

---

#### ◎企業長あいさつ

○議長（若園ひでこ議員） 日程第1、企業長より御挨拶をお願いいたします。

近藤裕貴企業長。

○企業長（近藤裕貴君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、何かと御多用の中、令和7年第1回愛知中部水道企業団議会定例会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、水道管の老朽化による被害は、ここ数年全国各地で相次いでおり、神戸市や京都市などの大都市においては、水道管の事故により道路から10メートルほどの高さまで水が噴き出し、周辺が水浸しになるなど全国的なニュースとしても大きく取り上げられました。このように全国各地で老朽化した水道管の事故が多発いたしておりますが、その対応には莫大な費用がかかるということが水道事業体における共通の課題となっております。

本企業団では、工事単価の上昇や県営水道の値上げなど物価高騰の影響により、仮に水道料金の改定をしない場合には、管路更新率を0.38%まで下げざるを得ない試算となりました。また、仮にこれまでどおり管路更新率1.25%を維持した場合には、計画年度途中で資金不足となり、事業継続が困難な状況になると判明をいたしました。そのため、さきの議会でお認めいただきました水道料金改定に当たりましては、これまでの管路更新の取組を踏まえ、将来にわたり安全で安定した水道水を提供できる目安といたしまして、第2次水道施設整備計画で設定をいたしました老朽化率40%を上回らない境界線として更新率1%とするものといたしました。このたび、料金改定で20.4%の値上げをさせていただいたことにより、辛うじて更新率1%が確保できることになったものでございます。

引き続き、安心、安全な水道水を安定的に供給できるよう、老朽化した管路の更新、耐震化等に取り組んでまいりますので、改めて御理解と御協力をお願いするものでございます。

こうした状況を踏まえ、令和7年度予算は、引き続き優先すべき事業に重点的かつ効率的に予算配分をすることを考慮し、編成をさせていただきました。

本定例会で御審議いただきます議案は、愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例についてを始め6議案でございます。

慎重なる御審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） ありがとうございます。

---

#### ◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（若園ひでこ議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

11番、田崎あきひさ議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（田崎あきひさ議員） 議長より御指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして御報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、2月19日午後1時半及び本日午後1時半より委員会を開催いたしました。

2月19日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしておりますので、主なもののみ御報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第1号 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例についてを始め6件、議員提出議案といたしまして、議員提出議案第1号 愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について1件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一問一答方式で1名、議案質疑につきましては2名の事前通告がございました。その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は制限を設けず、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案1人15分以内とし、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないことといたしました。

議事進行に格別の御協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（若園ひでこ議員）　ありがとうございました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（若園ひでこ議員）　日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定に基づき、１番、浅井たかお議員及び１５番、加藤宏明議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（若園ひでこ議員）　日程第４、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日１日といたしたいが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員）　御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日とすることに決定いたしました。

---

### ◎一般質問

○議長（若園ひでこ議員）　日程第５、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、発言を許します。

４番、ごとうみき議員。

○４番（ごとうみき議員）　４番、ごとうみきです。よろしくお願いいたします。

本日は、管内の中学校の卒業式でもありました。安心、安全の日常生活があるからこそ、子供たちは成長していける。その安心、安全の土台があるからこそ、夢に向かって進んでいけるのだと考えさせられました。

その上で、水道事業を取り巻く状況を見ますと、私たちの命の水を守る当たり前の事業として運営していく、このことに大変厳しい社会情勢があるということも、この２年間で学ばせていただきました。この厳しさの原因は何なのか、そして乗り越えて将来へ安心、安全の水道事業を手渡していくには何が必要なのかということを考え、本日はその一つとして、水道事業を支える職員体制と専門性の継承についての一般質問を行います。

まず１点目、愛知中部水道企業団の職員定数は１１５名となっておりますが、実際の職員数はどのようなのでしょうか。



○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

職員定数の対象となる職員数は、令和6年4月1日時点で99人でございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 99名ということでした。

愛知中部水道企業団は、職員定数を115名と条例で定めております。これはどのような理由から決められたのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 現在の職員定数115人は、平成8年の時点で職員1人当たりに対する給水人口が同規模類似団体と同水準となるよう設定したことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 平成8年時点での職員1人当たりに対する給水人口とのことでしたが、給水人口は年々増加の傾向にあるというふうに認識をしております。その中で、職員定数が115人に達していないのはなぜなのでしょう。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 平成18年度から令和2年度までの行政改革における総人件費抑制の観点から、計画期間中の大量退職期にありながら、業務委託や組織のスリム化などにより職員数を抑制したことが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） それでは、本当に総人件費抑制ということで大変定数に満たないということなんですけれど、その中で、特にこの間、技術職（土木、電気、機械、化学）を含む職員数は増えているのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 職員定数の対象となる職員のうち、技術職の採用職員数は、

第3次アクア・シンフォニー計画の初年度である令和3年4月1日時点と直近の令和6年4月1日時点と比較しますと、それぞれ29人であり、増減はございません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

それでは、この間の技術職員の採用実績はどのようなのか、お願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 令和3年度から令和6年度にかけての技術職員の採用実績ですが、令和4年度に2人、令和5年度に1人の計3人を採用いたしました。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

退職される方に対して、この人数で不足はないのかというふうに私は疑問があります。例えば、第3次アクア・シンフォニー計画によりますと、平成21年度は職員総数108人、技術職が46名となっております。平成30年度は、職員総人数が94名、技術職29人まで減っております。

また、技術職は平成30年度末時点で31歳以下の技術職員さんが3名、48歳以上の技術職員さんが13名となっています。ベテランの技術職員さんが退職され、それに見合う人数の職員さんが採用できていないということになりますが、管内の人口が増え、水道管の総延長も伸びている中で、事業の内容や業務への支障はなかったのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 技術職員の減少に伴う事業内容の変化や業務への支障はございません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） 支障がないということは、減らされた中での職員さんがそれぞれ本当に一人一人が頑張ってこられたのだと思います。長時間労働、過密労働も含めて、皆さんが必死でこの間の水道行政を支えていただいた。そのことには、まず感謝を申し上げます。

また一方、デジタル化や業務効率が言われる中ですが、水道事業の業務内容からいたしますと、安心、安全の確保のためには、今後は管の老朽化対策、災害対応など今まで以上に業

務が増えてくると想定されます。先ほど企業長の挨拶にもありましたけれど、老朽管対策などで、今、全国的にも大きな課題となっております。

また、水の安全計画の実施、そして事故の予防への対策など、災害対応も含めて考えますと、今以上の体制が必要であると考えます。採用枠の人数を増やしていく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 今後の採用枠につきましては、業務量の増加や社会情勢等を踏まえながら総合的に判断してまいります。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

先ほど職員数を抑制してきたという御答弁もありましたけど、今からは総合的に判断をしていただけるということです。是非増やす方向で考えていただきたいし、実施していただきたいです。そして、その中で、まずはこの本企業団の条例定数にもある115名をまずは確保するということを目指して頑張っていっていただきたいというふうに思います。

3点目、その中で、特に水質検査、水質の管理、水道施設の整備、水道事業を支える業務の専門性など、ベテラン職員さんのスキルや専門性をどう継承されていきますか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 水道事業における専門性の継承につきましては、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）として、上司や先輩職員、一線を退いた再任用職員などが指導者となり、日常業務の中で適切なサポートやフィードバックを行いながら知識や技能の向上を図っております。

また、研修制度として、内部研修や外部研修を通じて職員のスキルアップを図っております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

日常業務の中でということもありましたけれど、やはり継続していくことで技術やスキルが身についていくんだということを、私も今の御答弁から感じる事ができました。

第3次アクア・シンフォニー計画には、技術の伝承にも取り組みますと堂々と明記されて

おります。愛知中部水道企業団の伝承すべき技術とは、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 技術部門における一例で申し上げますと、水道管の仕切弁等の操作、水道管の洗浄作業、配管知識、配水区の理解、マッピングシステムの活用といったことについて技術の伝承に取り組み、通常業務におけるスキルアップを図るとともに、全職員を対象に24時間365日水道事故に迅速に対応するため、水道当番、宿日直体制を維持し、緊急時、災害時における対応力の向上につなげております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

今御答弁いただいただけでも、本当に多種多様な業務があるのだというふうに感じます。

先ほど、アクア・シンフォニー計画に載っている平成30年度末の職員別構成も示させていただきましたが、年齢構成を含めて、今こそ若手職員さんの成長や雇用に力を入れていくべきだと思います。

最後の質問です。

4点目、そういう中で、奨学金の返済の支援制度など職員の生活を応援する制度拡大を検討されてはいかがでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 奨学金返済などの職員の生活を応援する制度はございません。

また、検討を行う予定もございません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） そういう御答弁でしたけど、今、しかし、公務員の成り手不足を含めて、本当に様々な努力が全国でも始まっています。

例えば東京都は、2024年度以降に都内で採用された教員や技術系の公務員を対象に、奨学金返済の負担を軽減する制度を導入すると先日発表されました。この仕組みは、対象者の奨学金返済総額の半分以上を東京都が肩代わりするもので、最大150万円まで支援されるということです。

対象となるのは、都内の幼稚園から高校に採用された教員や、土木・建築・技術・電気分野の技術系の公務員さんです。これは、優秀な人材を都内の教育・技術分野に定着させる狙

いがあるとのことですが、奨学金返済が将来の進路選択に与える影響を少なくすることで、幅広い人々が公務員として活躍できるものと期待できると私は考えます。

また、この愛知県におきましても、ものづくりの大手民間企業が大変多いエリアです。公務現場の技術系職員さんの継続的な雇用のために、今以上の努力をする必要があるのではないかと私は考え、問題提起をさせていただきます。

そして、こういうマンパワー、皆さんの一人一人のお仕事の上で、愛知中部水道企業団の水道事業が成り立っていることに敬意を表しまして、またこの水道企業団のますますの御発展を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、4番、ごとうみき議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第6、議案第1号 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。

議案第1号 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改めるためでございます。

改正の内容といたしましては、第1条では、愛知中部水道企業団行政不服審査会条例につきまして、第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、第2条では、愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例につきまして、附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第7、議案第2号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。

議案第2号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の改正に伴い、関係条例の一部を改めるためでございます。

改正の内容といたしましては、第1条では、愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例につきまして、法改正に伴う条項の新設に対応するよう改めるものでございます。

第2条では、愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、子

を養育する職員の時間外労働の制限拡大に関して、第8条の3第2項及び第4項を改めるものでございます。

また、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関して、第15条第1項に字句を加え、第19条として家族の介護に直面した職員への両立支援制度の個別の支援制度の個別の周知及び意向確認に関する規定など、第20条として勤務環境の整備に関する措置の規定をそれぞれ追加するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行し、第2条に関する経過措置につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第2号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第8、議案第3号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。

議案第3号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改めるためでございます。

改正の内容でございますが、国の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の措置内容に伴い、給料表や配偶者に係る扶養手当などにおいて国家公務員と均衡を図るため、それぞれ対応する規定の一部改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条では、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例につきまして、第6条で企業職給料表の適用を受ける者の昇給の基準、第9条で配偶者に係る扶養手当、第17条の2で管理職員特別勤務手当の支給拡大、第21条の4で定年前再任用短時間勤務職員の手当を改め、その他所要の改正として第11条及び第12条の2において字句の整理を行い、別表企業職給料表1及び企業職給料表2を国に準じて改めるものでございます。

第2条では、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年条例第4号）につきまして、暫定再任用職員の適用除外を規定している附則第6条を改めるものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第3号について質疑の通告がありますので、発言を許します。

4番、ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） それでは、通告に従い質疑をいたします。

給与改定の影響額、手当の変更について具体的に伺います。

まず1点目、配偶者の扶養手当が廃止となりますが、影響する職員さんは何名で、企業団職員の何%に当たるでしょうか。

2点目、国の制度改正では、扶養手当のうち、子に係る手当が1万円から令和8年度には



1万3,000円に上がりますが、企業団職員の扶養手当はどのようなのでしょうか。お願いします。

○議長（若園ひでこ議員）　ごとう議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君）　管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、1点目の配偶者の扶養手当の廃止に関する影響についてでございますが、令和7年3月時点の試算では、影響を受ける職員数は25名で、割合は全体の25.3%に相当いたします。

次に、2点目の職員の子に係る扶養手当についてでございますが、国の制度改正に準じて本企業団においても対応する予定でございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員）　ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員）　ありがとうございます。

再質疑いたします。

まず1点目、配偶者の扶養手当の減額ですけれど、全体の23%に相当するということでした。減額の影響額は幾らになるのでしょうか。

また、12月に月例給が引き上げられましたが、この配偶者の扶養手当の廃止に伴い、給与支給額としてマイナスの影響を受ける職員さんはいるのでしょうか。

2点目の再質疑です。

子供の扶養手当についてですが、具体的にいつからどのような支給内容になるのか示してください。

○議長（若園ひでこ議員）　近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君）　再質疑についてお答えさせていただきます。

最初に、配偶者の扶養手当廃止に係る影響額についてでございますが、年間105万円の減額を見込んでおります。

次に、マイナスの影響を受ける職員でございますが、職員ごとに影響額を試算したところ、令和7年度に影響を受ける職員はおりませんが、令和8年度は9名の職員がマイナスの影響を受ける試算となっております。

最後に、職員の子に係る扶養手当の具体的な支給内容についてでございますが、令和8年度までの2年間で段階的に見直しを実施するもので、子1人当たりにつき令和7年度が1万

1,500円、令和8年度が1万3,000円となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、4番、ごとうみき議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 反対討論をいたします。

給与改定、一定いい面もあるんですが、やはり配偶者の扶養手当が令和8年度に廃止されることにより、職員の25.3%の方に影響があるとのことなんです。

また、月例給が引き上げられたにもかかわらず、この手当の廃止で差引きで減額になるという方もいるということが分かりました。物価高騰の影響の中、職員さんの生活を守り、応援することこそ私は必要だと考えます。減収になる職員さんがいるということで、本条例改正を認めるわけにはいきません。以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第9、議案第4号 損害賠償の額の決定についてを議題いたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第４号 損害賠償の額の決定についてを御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、水道本管工事を起因とする土地の工作物の損壊事故に伴う損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第９６条第１項第１３号、地方公営企業法第４０条第２項及び愛知中部水道企業団の設置等に関する条例第６条に定めている１００万円以上の損害賠償の額の決定につきまして、議会の議決を経る必要があるため、求めるものでございます。

内容といたしましては、令和４年１２月５日から８日に長久手市杵ヶ池地内で、ダクタイル鑄鉄管口径５００ミリの水道本管の布設を開削工法により施工したところ、地盤変位が発生し、近接する名都美術館の擁壁の傾斜や側溝などの移動する損害を与え、名都美術館において補修工事を行ったことから、当該工作物の修復費用９６８万円を損害賠償額として、名都美術館の所有者である一般財団法人林美術財団に支払う必要が生じることとなったためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第４号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立全員であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第１０、議案第５号 令和６年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第５号 令和６年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、当初予算第４条の資本的収入の補正を行うものでございます。

資本的収入の補正でございますが、国土交通省、社会資本整備総合交付金要綱に基づき、国に対して７７０万円を新規に要望したところ交付決定がされたため、同額を増額補正するものでございます。

これに併せまして、資本的収支の不足分の補てん財源についても改めるものでございます。

内容について御説明させていただきますので、お手元の補正予算書１ページをお開きいただきたいと思います。

第２条、資本的収入及び支出の補正といたしまして、収入の第１款、資本的収入を７７０万円増額し、１６億７９０万１,０００円とするもので、内容は第５項、国庫補助金を同額の７７０万円増額し、７７０万円とするものでございます。

また、これに伴いまして、当初予算第４条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２６億１,７５６万５,０００円は、減債積立金８００万円、建設改良積立金１億４,２１６万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１億９,７０６万６,０００円、過年度分損益勘定留保資金１２億３,３８１万５,０００円及び当年度分損益勘定留保資金１０億３,６５２万４,０００円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

令和７年３月７日提出。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第５号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたしま

す。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第11、議案第6号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田局長。

○局長（山田紀夫君） 局長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第6号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について御説明いたします。

お手元の令和7年度予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は総則でございます。

次に、第2条でございますが、予算の基本となります業務の予定量でございます。

給水戸数につきましては14万2,600戸、年間の総給水量は3,448万2,000立方メートルを予定しております。また、主要な建設改良事業としまして、39億4,673万3,000円で、第2次水道施設整備計画に基づく老朽管路更新事業、基幹管路及び重要給水施設管路の耐震化事業等を実施する予定でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入といたしまして、第1款の水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までを合わせまして84億5,120万6,000円で、対前年度11.4%、8億6,655万円の増でございます。

次に、支出でございますが、第1款の水道事業費用は、第1項の営業費用から第3項の特別損失までを合わせまして68億6,731万9,000円で、対前年度3.8%、2億5,140万1,000円の増でございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入といたしまして、第1款の資本的収入は、第1項の企業債から第3項の工事負担金までを合わせまして11億2,048万8,000円で、対前年度30.3%、4億8,715万2,000円の減でございます。

次に、2ページの支出でございますが、第1款の資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の補助金返還金までを合わせまして43億5,669万8,000円で、対前年度3.1%、1億3,123万2,000円の増でございます。

従いまして、収入から支出を差し引きますと、1ページに戻りまして、4条の本文の1行目の括弧書きに記載してありますとおり、支出に対する収入が不足する額が32億3,621万円となりますが、この不足額につきましては、減債積立金900万円、建設改良積立金1億6,652万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億3,772万3,000円、過年度分損益勘定留保資金11億7,641万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金16億4,654万円で補てんするものでございます。

次に、2ページに戻りまして、第5条、債務負担行為といたしまして、令和8年度までの老朽管路更新工事として、限度額を4億4,069万3,000円、令和8年度までの水道料金調定収納管理システム等更新として限度額を1億5,419万4,000円、令和8年度から令和12年度までの営業業務委託として限度額を11億7,077万4,000円、令和8年度から令和12年度までの給水受付事務業務委託として限度額を2億6,561万7,000円と定めるものでございます。

第6条は、企業債でございます。第2次水道施設整備計画に伴うものでございまして、限度額は2億8,000万円であります。起債の方法につきましては証書借入れでございまして、利率につきましては4%以内で借入れをするものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間に限ると定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費9億7,823万1,000円と交際費25万円でございます。

第9条は、たな卸資産購入限度額を5,307万9,000円と定めるものでございます。

第10条は、重要な資産の取得で、水道料金調定収納管理システム等更新一式と庁内情報

システム端末等機器更新一式でございます。

令和7年3月7日提出。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

4番、ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） それでは、予算について大きく2点に分けて質疑をいたします。

まず1点目は、当初予算の説明資料の1ページ目にあります予算編成方針について伺います。

予算方針編成の質疑の1点目、水道法第2条には、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものとの明記があります。愛知中部水道企業団の予算編成に当たり、住民の生活実態をどのように把握し、予算に反映されたでしょうか。

また、第3次アクア・シンフォニー計画の愛知中部水道企業団が目指す姿に、お客様の様々なニーズに応じていくことがこれからの水道事業のあるべき姿とあります。ニーズにどのように応えた予算編成となったでしょうか。

2点目、給水人口の減少期を迎えるとのことですが、予算編成では、給水人口、有収水量ともに増えております。第3次アクア・シンフォニー計画期間の令和12年度までは、給水人口の減少期にはならないのではないのでしょうか。

3点目、令和7年度の優先すべき事業とは何でしょうか。どのような基準で選ばれたのでしょうか。

4点目、令和6年度は内部留保資金の活用と書かれていましたが、令和7年度は内部留保資金の確保と書かれています。内部留保資金の考え方を変えたのでしょうか。

続きまして、大項目2点目は、本予算の特徴について3点です。

1点目、水道料金値上げによる影響額（消費税込み）は幾らでしょうか。

2点目、令和6年度比で比べると、県水道の値上げ分、物価高騰による工事費用の増加分は幾らの見込みでしょうか。

3点目、内部留保資金は幾らになる見込みでしょうか。お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

す。

初めに、1項目めの1点目、住民の生活実態をどのように把握し、予算に反映したかについてでございますが、住民の生活実態について把握することはできませんので、生活実態を予算に反映させることはしておりません。

また、ニーズにどのように応えた予算編成かについてでございますが、アクア・シンフォニー計画の基本理念である「水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」の実現を目指し、「安全、強靱、持続」の3つの計画に基づき事業を展開していくことが、水道事業に求められる様々なニーズにお応えすることになり、最終的に基本理念の実現につながると考えております。こうしたことから、アクア・シンフォニー計画に掲げた各種事業の推進に重点を置いた予算編成といたしました。

2点目、令和12年度までは給水人口の減少期にはならないのかについてでございますが、国立社会保障・人口問題研究所の公表データを参考に企業団管内の人口推計を行ったところ、令和8年度をピークに減少していくとの結果が得られておりますので、計画期間内に給水人口の減少期を迎えると思っております。

3点目、令和7年度の優先すべき事業についてでございますが、当初予算説明資料に記載してある事業が優先すべき事業でございます。特に投資額の大きな事業といたしましては、第2次水道施設整備計画事業である老朽管路の更新や基幹管路の耐震化、重要給水施設管路の耐震化、遠方監視システムの適正管理などがございます。

また、どのような基準で選んだかについてでございますが、重要度、緊急度及び効果を勘案し、優先すべき事業を決めております。

4点目、内部留保資金の考え方を変えたのかについてでございますが、令和6年度予算では、昨今の資材及び人件費を含む物価上昇の影響があり、投資規模を縮小したものの、内部留保資金が減少する状況が見込まれたため、内部留保資金の活用とともに内部留保資金の残高に留意することを主眼に置いて予算編成方針を作成いたしました。

令和7年度予算では、さきの議会で水道料金の値上げ改定をお認めいただいたため、災害時に必要な資金である18億円の確保に向けて着手することができるようになったことから、内部留保資金の活用とともに、内部留保資金の確保に主眼を置いて予算編成方針を作成したものでございます。従いまして、内部留保資金の考え方については変わっておりません。

続きまして、2項目めの1点目、水道料金値上げによる影響額についてでございますが、6月1日からの水道料金値上げによる影響額は、消費税込みで約8億5,983万円となり



ます。

2点目、令和6年度比の県水値上げ分についてでございますが、令和6年度の県水受水費の値上げ分は約3,108万円、令和7年度の県水受水費の値上げ相当分が約7,486万円ですので、値上げ分は4,378万円となります。

また、物価高騰による工事費用増加分についてでございますが、工事規模が違うことから、増加分を明確にお示しすることはできません。

最後、3点目、令和7年度末における内部留保資金の見込みについてでございますが、10億3,209万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員）   ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員）   ありがとうございます。

それでは、順次再質疑、6点お願いいたします。

まず1点目、予算編成に住民生活の実態を反映することはしていない、把握することはできないとのことでしたが、社会情勢は考えられると思います。厚生労働省の国民基礎調査で生活が苦しいと回答した世帯は59.9%に上っています。また、18歳未満の子供のいる世帯では65%が苦しいと回答しています。物価高騰の影響で生活の苦しさが増している可能性があるとして厚生労働省自身も発表していますが、このような社会情勢は反映されていないのでしょうか。

2点目、令和6年度の予算編成方針では、個人消費は依然力強さを欠いておりという記述があります。生活面の分析はありますが、令和7年度は生活実態を把握することはできないという先ほどの御答弁は、これは値上げの影響があるから、値上げがあるからあえて書かなかったのかどうか、お願いいたします。

3点目、第3次アクア・シンフォニー計画には、お客様との協働体制の確立というふうにあります。この分野の推進にも重点を置いた予算編成となっているのでしょうか。

続きまして、内部留保について3点再質疑をします。

まず1点目、災害時に必要な資金18億円の算出根拠はどのようでしょうか。また、どのような災害規模のときを想定しての金額なのでしょうか。

2点目、なぜ災害時に必要な資金18億円を内部留保資金で賄おうとするのでしょうか。例えば、災害基金などの検討はなされなかったのか。また、構成市町から費用の支出を行い、災害基金をつくるなどの検討がされたのかされなかったのか、いかがでしょうか。

3点目、災害時に必要な資金は内部留保資金から確保しないといけないというような規定などがあるのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） まず、質疑要旨1の（1）に対する再質疑についてお答えいたします。

最初に、このような社会情勢は反映されていないのかについてでございますが、国民生活基礎調査にあるような世帯構成、所得等について把握することはできませんので、このような社会情勢を予算に反映させることはしておりません。

次に、生活実態を把握することができないのは、料金値上げがあるからかについてでございますが、まず予算編成方針の上段につきましては、国の予算編成方針を記述したもので、本企業団が分析を行ったものではございません。生活実態を把握することができないのは、その手法を持ち合わせていないためであり、料金値上げがあるからではございません。

次に、お客様との協働体制の確立の推進にも重点を置いた予算編成となっているかについてでございますが、取組として意識調査とモニター制度が計画されておりましたが、モニター制度は取りやめ、意識調査としてお客様アンケートを令和5年度に実施しておりますので、令和7年度の予算には計上されております。

次に、質疑要旨1の（4）に対する再質疑についてお答えいたします。

最初に、災害時に必要な資金18億円の算出根拠はどのようなかについてでございますが、令和6年12月議会でもお答えしましたとおり、被災後、料金収入が3か月間途絶えることを想定し、応急復旧修繕に係る費用、県営水道の受水費、委託料など、その3か月間に支払う必要がある経費を算出根拠としております。

また、どのような災害規模のときを想定しての金額かにつきましては、応急復旧費は南海トラフ巨大地震における被害想定を、それ以外の経費につきましては、過去に大規模地震で被災した団体に聞き取りを行い、算定をしております。

次に、なぜ災害時に必要な資金18億円を内部留保資金で賄おうとするのかについてでございますが、以前からの答弁の繰り返しになりますが、水道事業は地方公営企業法により独立採算制での運営が原則となっているからでございます。

次に、災害基金などの検討はされなかったのかについてでございますが、災害基金を確保しようとした場合、事業を運営していくための内部留保資金と別に、水道料金から得た利益

の一部を毎年度積立てをしていかなければならず、そのため料金改定率が上がってしまうことになります。そこで、検討の結果、災害時における支出に基づいて必要な資金を確保しつつ、通常業務における支出にも支障の出ない最低限度の資金として内部留保資金18億円としたものでございます。

次に、構成市町から費用支出を行い、災害基金をつくるなどの検討はされなかったのかについてでございますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、水道事業は独立採算制で運営しておりますので、検討は行っておりません。

最後に、災害時に必要な資金は内部留保資金から確保しないといけないという規定などがあるのかについてでございますが、特にございません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、4番、ごとう議員の質疑を終わります。

続きまして、1番、浅井たかお議員。

○1番（浅井たかお議員） それでは、質問をいたします。

1つ目、水道料金審議会の答申にある、さらなる経費削減や業務改善は、令和7年度どのように取り組むのでしょうか。

2つ目、説明資料の3ページ、管路更新率の目標値は1.00%に減少しておりますが、全国に水道管破裂事案が見られますが、どのように防いでいくお考えでしょうか。

3つ目、令和7年度、管路の耐震化はどのように進めていくのか、お考えを御説明ください。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員の質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 管理担当次長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、1点目についてお答えをさせていただきます。

さらなる経費削減や業務改善は、令和7年度どのように取り組むのかについてでございますが、経費削減や業務改善といった企業努力に関しまして、令和7年度予算編成におきましては、例えば、非常用飲料水袋の購入周期の見直し、水質検査機器の購入周期の見直し、工事の発注単位の見直しなどを行いました。さらに、令和7年度の予算執行に当たっては、費用対効果を勘案した適正な執行管理により、さらなる経費削減、業務改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 技術担当次長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは、2点目、3点目についてお答えさせていただきます。

初めに、2点目の水道管破裂事案をどのように防いでいく考えかについてでございますが、漏水調査の実施や老朽管更新が効果的な未然対策と捉え、第2次水道施設整備計画にのっとり事業を進めてまいります。

次に、3点目の管路耐震化はどのように進めていくのかについてでございますが、災害時に備えるため、基幹管路や災害時に拠点となる重要給水施設へ至る管路の耐震化を第2次水道施設整備計画にのっとり進めてまいります。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） それでは、再質問を行います。

7点あります。

今の答弁で、非常用飲料水袋の購入周期の見直しとありましたが、これまで非常用飲料水袋の購入周期はどれだけだったのでしょうか。また、見直してどれだけの周期にするのでしょうか。この飲料水袋の耐用年数はどれだけなのでしょうか。袋の購入周期見直しで、どれだけの経費削減になるとお考えでしょうか。

2つ目、水質検査機器の購入周期の見直しをされるとの答弁でしたが、なぜ今になって購入周期の見直しをしたのかお答えください。また、それによってどれだけの費用を抑えられるのでしょうか。

3点目、工事の発注単位の見直しをするとは、これまでとはどのように違うのでしょうか。この見直しをすることで、どれだけ費用を削減できると見込まれておられますか。

4つ目、これまで人事制度の見直しや入札での競争性の拡大、デジタル技術の導入などを提案しましたが、令和7年度ではどの程度取り組まれるのでしょうか。

5点目、漏水調査の実施や老朽管更新が効果的とのことですが、漏水調査はどのように行うのでしょうか。値上げ前から検討していた人工衛星を活用した漏水調査の費用対効果は算出されておられますか。また、いつまで検討をされるのでしょうか。

6つ目、災害時の拠点となる重要給水施設へ至る管路の耐震化ですが、豊明市内も災害拠点となる各学校や重要な避難施設である共生交流プラザ「カラット」までの耐震化が計画路

線にもなっておりませんが、耐震化はできているのでしょうか。どのように取り組んでいかれますか。

最後7点目、料金の値上げをして、給水収益が13.7%も増えましたが、管路更新率は1%に減少したままで、耐震化の計画も第2次水道施設整備計画から変わっていません。附帯意見には、料金改定によって、さらに施設の耐震化や老朽化した施設の更新を進めることを要望しておりますが、計画の見直しや予算への反映は検討されましたでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員の再質疑に対する答弁者、近藤次長。

○次長（管理）（近藤隆徳君） 私からは、再質疑の1点目から4点目についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、非常用飲料水袋の購入周期の見直しのうち、購入周期はどれだけだったのかについてでございますが、購入周期は15年となります。

次に、見直してどれだけの周期にするのかについてでございますが、20年の周期といたします。

次に、耐用年数はどれだけなのかについてでございますが、耐用年数は特に定められておりません。

1点目の最後、どれだけの経費の削減になるのかについてでございますが、令和7年度予算におきましては約336万円となります。

2点目、水質検査機器の購入周期の見直しについてでございますが、なぜ今になって購入周期の見直しをしたのかについてでございますが、これまでも継続して見直しを行っております。

次に、どれだけの費用を抑えられるのかについてでございますが、令和7年度予算においては約3,465万円となります。

3点目、工事の発注単位の見直しについてですが、これまでとはどのように違うのかについてでございますが、これまでと同様、債務負担行為の活用による複数年での発注により、工事経費の縮減を図っております。

次に、どれだけ費用を削減できると見込まれているのかについてでございますが、令和7年度予算における具体的な削減額については算出しておりません。

4点目、人事制度の見直しや入札での競争性の拡大、デジタル技術の導入についてでございますが、令和7年度において人事制度の見直しにつきましては考えておりません。

入札での競争性の拡大、デジタル技術の導入につきましては、引き続き調査研究をしてま

います。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 鈴木次長。

○次長（技術）（鈴木由紀夫君） 私の方からは、再質疑の5点目から7点目についてお答えさせていただきます。

最初に、5点目の漏水調査はどのように行うかについてでございますが、管路総合評価業務委託の結果に基づき、優先度の高い管路を調査しております。なお、漏水調査の方法は、人による音調、相関式漏水探知機により実施しております。

また、人工衛星を活用した漏水調査の費用対効果は算出されているのかについてでございますが、現状の人工衛星での調査精度では採用するには至らないと判断しており、漏水調査に関する費用対効果は算出しておりません。

続きまして、6点目の共生交流プラザ「カラット」までの管路耐震化状況についてでございますが、既に耐震化を完了しております。

続きまして、最後7点目の附帯意見での計画の見直しや予算への反映は検討していたのかについてでございますが、計画の見直しにつきましては、現在、第2次水道施設整備計画の中間見直しに合わせて取り組んでいるところでございます。

また、予算の反映につきましては、計画していた管路更新率1.0%に対し、1.05%を予定しております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、1番、浅井たかお議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 議案第6号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について、反対の立場で討論します。

令和7年6月から平均20.4%も値上げする議案が可決され、それが反映されて給水収益が13.7%も増加した予算となっています。水道料金値上げありきで始めた水道料金審議会の答申では、さらなる経費を削減するための努力や業務の改善に努めることとありましたが、その内容が非常用飲料水袋の購入周期の見直し、また工事の発注単位の見直しを行い

ましたとありましたが、民間企業からしたら、まだまだ改善する余地はあるというレベルです。以前、一般質問で、入札制度や人事制度の見直し、デジタル化など業務効率化、様々なコスト削減を提案しましたが、まだまだできていません。これだけの負担を利用者に強いるわけなので、身を切る覚悟でさらなる経費削減をしていただきたいと思います。

また、答申の附帯意見に、料金改定によって今後さらなる施設の耐震化や老朽化した施設の更新等を進め、将来へつなぐ安全で信頼できる水道とすることとありますが、管路の更新は1%のままで、耐震化もまだまだ不十分でした。命に直結する公共性の高い水道事業です。福祉の視点で利用者に安心、安全の水道を提供することに努めていただきたい。

これをもって反対の討論とします。

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、反対討論の発言を許します。

ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 反対の討論をいたします。

物価高騰の中で、大変厳しい予算編成だったということは感じます。主に2点述べます。

まず1点目、物価高騰は住民生活も厳しいということ、ここの理解をどう予算に反映されたのかということです。住民生活が厳しい中、水道料金の値上げの予算は容認できません。御答弁で生活実態は把握していないとのことでしたが、先ほど申し上げたように、厚生労働省の調査で約6割が生活が厳しい、苦しいと回答している、これが今の日本の社会情勢ではないでしょうか。

そして、具体的な手段も持ち合わせていないという答弁でしたが、御答弁にもありました令和5年度に行ったお客様アンケートのこの声をどう予算に取り組まれたのでしょうか。本来なら、令和7年度はお客様とのモニター制度を検討する年度でもありました。しかし、このモニター制度はやめて、お客様アンケートに集約化するという御答弁もありました。だったら、このお客様アンケート、意識調査をもっと企業団の事業に反映させていく大事なものとして取り扱っていただきたいと思います。

この令和5年1月に行われたお客様アンケートでは、8割を超える世帯が節水を心がけており、その中でも多くの世帯が水道料金の節約のため節水を行っているという回答されています。また、子育て世帯の方からの水道が高いという悲鳴のような声も集約されています。今でも節約をされているのに、料金値上げとなると、ますます節約が強化されるのではないかと使

いたい水が使えなくなるのではないかと懸念をいたします。

お客様との協働体制の確立として、この意識調査を位置づけられておりますので、そのこと自身で、私は反映できる手法を持たないという答弁には納得がいきませんでした。予算編成や企業団の各事業を行う上で、しっかりと再度捉え直してほしいと申し上げます。

水道は、命にとって、生活にとって、かけがえのないライフラインです。だからこそ、経済的な視点だけではなく、公共の福祉という視点で、住民生活の実態に常に敏感になるべきです。そして、それに沿った料金体系にすべきだと申し上げます。

予算の特徴についての御答弁で、水道料金の値上げによる影響額は約8億5,983万円見込みだとのことです。値上げの理由となった県水道の値上げ相当分が、前年度比、比べてプラス4,378万円、また工事費の負担分については増加分を示すことはできないとの答弁でした。企業債の借入れを2億2,000万円減らしたとしても、この物価高騰の中で内部留保資金は引き続き10億円を超える内部留保資金を見込めるとの予算です。これだけの財政規模があれば、もっとお客様、住民に還元できる料金形態にも考えられたのではないかと金額の面からも想定されます。

そして2点目は、この令和7年度の予算編成から内部留保18億円を確保するということが上げられ、このことが料金値上げの理由の一つにされているということです。しかし、災害時に必要な資金は企業団だけで賄うのではなく、構成市町も含めてしっかりと検討すべきです。企業団だけで賄うのは限界があると感じます。独立採算制ということをさんざん答弁されていますが、しかし、私は今のこの情勢の中で、独立採算制にとらわれていることが、企業団の水道事業をますます困難にしている要因ではないかというふうに考えます。

予算を見ても、区画整理に伴う工事の負担金は毎年億単位で減っております。新しい管を入れるときは、この工事費負担金で収入が入ってきます。しかし、老朽管対策の工事については、本予算でも国からの補助金は4,917万円のみです。本当に収入がないということを思います。だからこそ、構成市町で知恵と力を出し合うべきときだと私は感じます。

日本水道協会は、水道施設の災害対策は広く地域の防災機能強化に寄与するものであり、全てを水道事業者が負担することのないよう支援が必要だとの見解を示し、それを国への財政支援として強く要望されています。

また、令和7年2月、総務省自治財政局公営企業経営室は、令和6年度能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることを鑑み、地方団体の水道事業などの防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充するとのことです。配水管の水路の耐震化、



耐震性機能確保及び応急給水のための整備の費用は、一般会計支出の対象とし、元利償還の70%を普通交付税措置とするというふうなことも書かれていました。

これらのことも踏まえ、災害対応などは別途構成市町とも協議を行い、新たな財源を確保すべきだと申し上げまして、討論といたします。

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第12、議員提出議案第1号 愛知中部水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

11番、田崎あきひさ議員。

○11番（田崎あきひさ議員） 議員提出議案第1号 愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この案を提出させていただきますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正並びに刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第1号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任されたいが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

---

#### ◎企業長あいさつ

○議長（若園ひでこ議員） それでは、企業長より御挨拶をお願いいたします。

近藤裕貴企業長。

○企業長（近藤裕貴君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日上程をさせていただきました各議案につきましては、慎重なる御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

さて、このたびの水道料金改定により、本企業団の事業運営を維持するとともに、利用者に安心、安全な水を安定的に供給する見通しを立てることができました。改めまして、厚く

御礼を申し上げます。

引き続き、経営努力と事務改善に努め、効率的な事業運営を推進していくとともに、健全な事業運営の確保を図ってまいります。

令和7年度におきましても、いつも安心、安全で将来にわたり安定的に供給できる水道システムの実現に向けて、管路の耐震化や老朽管路の更新などの各種事業を着実に実施するよう、職員一同一層の努力をしておりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

各議員におかれましては、なお一層の御指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、さらなる御活躍をお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（若園ひでこ議員）    ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（若園ひでこ議員）    本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもって、令和7年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時27分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年 3月 7日

議 長 若 園 ひ で こ

署 名 議 員 浅 井 た か お

署 名 議 員 加 藤 宏 明